

空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託 提案書作成要領

1. 提案書

提案書は委託仕様書に留意のうえ、書類（任意様式、A4版）を提出すること。

2. 提案の内容

提案する企画は、以下を網羅した内容とする。なお、提案にあたっては実施可能な企画とする。

(1) 提案テーマ

「空き家の管理・利活用等に係る効果的な広報について」

(2) 広報ポイント

○テレビCMについて

放送期間：①令和6年12月28日～令和7年1月5日

②令和7年1月1日～令和7年3月31日

放送時間：①地上波 計25回程度（ただし毎日1回は必ず放送すること）

②地上波 朝及び夕方時間帯 6回程度/週

放送時間については以下の点を考慮して設定している。

- ・年末年始の放送については実家や自身の家の将来を家族で話し合うきっかけとしてもらうことを狙いとしており、実家に帰省する方が多い時期に集中して放送を行う。
- ・1月から3月までの放送については、継続的に放送することで、より効果的に周知するために、メインターゲットである50歳以上の視聴率が高い朝及び夕方時間帯に放送を行う。

CMの内容：空き家を放置しないことの重要性を伝える動画とし、訴求ポイントは以下のとおり。

- ・メインターゲットは、空き家の所有者や相続の可能性のある50歳以上
- ・空き家を管理せず、放置すると様々なリスクが生じること
- ・県民に空き家を放置しないことの重要性を認知してもらい、行動に移してもらえるような内容とすること

○その他の広報ツールによる普及啓発について

広報内容：空き家を放置しないことの重要性や利活用に関する情報など、管理されていない空き家の増加抑制につながる内容とし、訴求ポイントは以下のとおり。

- ・空き家を放置しないことの重要性に関する広報のメインターゲットは空き家の所有者や相続する可能性のある50歳以上
- ・空き家の利活用に関する広報のメインターゲットは空き家の所有者や住宅の購入をする可能性のある30歳以上

- ・テレビ、雑誌、Webメディア、ソーシャルメディアなど媒体は問わない。
- ・当初新聞記事掲載や住宅情報誌、フリーペーパーへの広告掲載を想定

[参 考] 県が行った空き家対策に関する広報の実績

- ・空き家対策全般
 - 住生活月間に合わせた新聞記事掲載
 - 空き家本の作成、配布（累計 10,500 部）
 - （配布先：市町空き家対策窓口、市町自治会、終活セミナー等）
- ・建物状況調査制度周知
 - 掲載内容については県ホームページ「建物状況調査（インスペクション）」
（URL:https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00398351/index.html）を参照
 - ポスター作成・配布（配布先：市町空き家対策窓口、県内の不動産業者）
 - リーフレット作成・配布（配布先：市町空き家対策窓口、固定資産税通知同封）
 - 広告掲載（掲載先：新聞、住宅情報誌、フリーペーパー）

○空き家本について

- ・空き家の所有者や空き家を相続する可能性のある者に、空き家を放置することのリスク、相続に関すること、空き家を所有した時の対処方法、各種相談窓口等を案内するもの
- ・詳細については県ホームページ
「～どうしよう！うちが空き家に！？～ 佐賀県空き家の手引きを発行しました」
（URL:https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00367760/index.html）を参照すること
- ・これまでの配布先：市町空き家対策窓口、市町自治会、終活セミナー等（累計 10,500 部）

(3) 提案内容

上記の提案テーマ及び広報ポイントに沿って、それぞれの下記の項目について提案すること。

①テレビCMについて

- ・構成及び作成イメージについて、絵コンテ等視覚的に理解できるデザインイメージを提案し、広報ポイントをどのように取り入れたかがわかるような内容にすること。
- ・CMの放送時間帯や回数について提案し、メインターゲット層にどの程度視聴が見込まれるかわかるように明記すること。
- ・映像化は不要とする。

②その他の広報ツールによる普及啓発について

- ・これまで県が行ってきた空き家の広報実績を参考に、空き家の管理の重要性と空き家の利活用等に関する情報を、より効果的に普及できる方法を提案し、これまでの広報と比較し、提案するものがどのような効果をもたらすのかがわかるような内容にすること。
- ・空き家の管理と利活用に関する提案をそれぞれ1案ずつ提案すること。
- ・空き家の利活用に関しては、建物状況調査制度に関する普及啓発を含めること。

③空き家本について

- ・よりメインターゲットが手にすることができる効果的な配布先や配布方法について提案すること。

④本委託業務に係る実施体制が分かるよう、体制表を提示すること。

⑤無理のない業務工程がわかるよう、業務実施スケジュールを提示すること。

3. 作成するものと提出様式（表紙を含め 15 ページ以内とし、2UP 等の集約は行わないこと）

(1) 提出書類 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

①テレビCMについて（映像化の必要はなく絵コンテ等で可）

②その他の広報ツールによる普及啓発について

③空き家本について

④業務実施体制表

⑤業務実施スケジュール

(2) 作成に当たっての注意事項

①提出書類の様式は任意とする。

②A 4 縦長左綴じ（ホチキス留め）とする。

(3) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4. その他特記事項

①第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

②提出後辞退する場合には、書面（任意様式）にて速やかに連絡すること。

5. 提出先・問い合わせ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅計画担当 野方、北川

住 所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 新館 7 階

TEL：0952-25-7165 FAX：0952-25-7316

E-Mail：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp